

(参考)

○執行機関の附属機関に関する条例（抄）

(設置)

第 1 条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担 任 事 務
省 略	省 略	省 略
市長及び教育委員会	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会	児童、生徒又は幼児がその生命又は心身に著しく重大な被害を受けた事案に関する事項の調査審議並びに市長及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務(他の所管に属するものを除く。)